

1. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版(標準仕様書)について

(2) 改定理由

従来から電気用品安全法※1の対象機器(定格消費電力10kW以下)については、「定格消費電力」の表示が定められていましたが、「電化厨房機器性能指標基準」((一社)日本エレクトロヒートセンター、以下「JEHC基準」という。)※2により10kWを超える機器に対しても「定格消費電力」の定義が統一されたためです。
([図1](#)参照)

※1:「定格消費電力」の表示については、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第八」に定められていますが、ここでは便宜上「電気用品安全法」と呼びます。

※2:「電化厨房機器性能指標基準」は、(一社)日本エレクトロヒートセンターホームページで公開しています。
(<http://www.jeh-center.org/standard.html>)

図1 「定格消費電力」の定義における 電気用品安全法とJEHC電化厨房機器性能指標基準の関係

電気用品安全法
(10kW以下の機器)

(一社) 日本エレクトロヒートセンター
(JEHC)

電化厨房機器性能指標基準
(10kWを超える機器も含む)

お問い合わせ先

一般社団法人 日本エレクトロヒートセンター
企画部

電話:03-5642-1640

メールでのお問い合わせは下記のホームページからお願いします。

<http://www.jeh-center.org/contact.html>